

提出書類について

R6.5.15介護予防・日常生活支援総合事業における通所型
サービス説明会（長寿福祉課資料）

●提出書類について

●新たな通所型サービス（独自）【A6】の指定を受ける場合

第1号通所介護の指定を既に受けている事業所であっても、新たに指定申請が必要ですので、**関係書類の提出**をお願いします。

【提出書類】

- ・ 指定申請書
- ・ 付表通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※通所型サービス（独自・定率）【A7】の事業を実施しない場合は廃止届の提出もお願いします。

※併せて運営規程等に関して変更が生じる場合は、変更届の提出をお願いします。

●新たに通所型サービス（独自）【A6】のみ指定を受ける際の提出書類

○指定申請書【必須】

○付表（通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項）【必須】

新たなサービス種類の指定を受けていただくため、指定申請書等の提出が必要です。

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【必須】

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【必須】

新たなサービス種類の指定を受けていただくため、新たな体制等届の提出が必要です。

A7の算定を終了するためA7欄について終了にチェックをしてください。

新たに加算算定を行う場合は、必要に応じ各加算に係る書類を提出してください。

○廃止届【必須】

A7の事業を実施しない場合は廃止届の提出が必要です。

○変更届

運営規程等に関して変更が生じる場合は変更届の提出が必要です。

●新たに通所型サービス（独自）【A6】、引き続き通所型サービス（独自・定率）【A7】の指定を受ける際の提出書類

○指定申請書【必須】

○付表（通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項）【必須】

新たなサービス種類の指定を受けていただくため、指定申請書等の提出が必要です。

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【A6分必須】

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【A6分必須】

新たなサービス種類の指定を受けていただくため、A6の新たな体制等届の提出が必要です。

また、処遇改善加算の新加算を算定される場合、A7の体制等届の提出が必要です。

他に新たに加算算定を行う場合は、必要に応じ各加算に係る書類を提出してください。

○変更届

運営規程等に関して変更が生じる場合は変更届の提出が必要です。

A7については10月以降加算内容が変更となるため8月頃再提出が必要です。

●通所型サービス（独自・定率）【A7】のみ指定を受ける際の提出書類

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

既にA7の指定を受けていても処遇改善加算の新加算を算定される場合、体制等に関する届出が必要です。

○変更届

運営規程等事業所に関して変更が生じる場合は変更届の提出が必要です。

A7については10月以降加算内容が変更となるため8月頃再提出が必要です。

(参考)

指定を受けるサービス種類	提出必要書類	備考
A 6 のみ	<ul style="list-style-type: none">・ 指定申請書・付表 (A 6 分)・ 算定に係る体制届・一覧表 (A 6 分)・ 廃止届 (A 7 分)・ 変更届関係書類 (変更ある場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 体制届については A 7 は終了をチェック・ A 7 の廃止届が必要
A 6 及び A 7	<ul style="list-style-type: none">・ 指定申請書・付表 (A 6 分)・ 算定に係る体制届・一覧表 (A 6 分)・ 算定に係る体制届・一覧表 (A 7 分 (処遇改善新加算算定する場合))・ 変更届関係書類 (変更ある場合)	<ul style="list-style-type: none">・ A 7 処遇改善新加算算定する場合体制届等提出必要・ 10月に A 7 加算変更あるため体制届等再提出必要
A 7 のみ	<ul style="list-style-type: none">・ 算定に係る体制届・一覧表 (A 7 分 (処遇改善新加算算定する場合))・ 変更届関係書類 (変更ある場合)	<ul style="list-style-type: none">・ A 7 処遇改善新加算算定する場合体制届等提出必要・ 10月に A 7 加算変更あるため体制届等再提出必要

●指定有効期間について

第1号通所介護の指定有効期間は、原則6年間です。既に第1号通所介護の指定を受けている場合、当該第1号通所介護の有効期間が満了する日までとします。

例) 現在受けている第1号通所介護【A7】の指定有効期間
令和元年6月1日から令和7年5月31日
⇒新たな第1号通所介護【A6】の指定有効期間
令和6年6月1日から令和7年5月31日

●提出期限等について

令和6年6月からA6の指定を受けられる場合、期限までに提出をお願いします。
また、A6の指定を受けられなくても処遇改善加算の新加算を算定される場合は体制等届関係書類は期限までに御提出をお願いします。

○提出期限

令和6年5月31日（金）

○令和6年6月以降に指定を受ける場合の提出期限

指定を受ける月の前々月末日まで

例) 令和6年7月1日指定希望 ⇒ 令和6年5月31日までに提出

令和6年10月1日指定希望 ⇒ 令和6年8月31日までに提出

○提出先

長寿福祉課介護保険係
東近江市八日市緑町10番5号

○提出方法

持参又は郵送

お忙しい中で大変恐縮ですが、御協力の程よろしくお願いいたします。